

1. **一般条件：**サービス利用一般取引条件（以下「本一般条件」といいます。）は、お客様と GlobalDots グループの構成員である当社（以下「当社」といいます。）との間のサービス利用契約（以下「サービス利用契約」といいます。）に適用されます。サービス利用契約は、本一般条件とともに、以下で特定されるサービスの売買に関する当社とお客様との間の完全なる合意および了解事項を示すものであり、当該売買に関する従前の一切の協議および交渉に優先します。本一般条件とサービス利用契約の条件に齟齬があるときは、サービス利用契約の条件が優先します。サービス利用契約および本一般条件を総称して以下「本契約」といいます。お客様により交付または提供される発注書、その他の発注書類または発注手続は、お客様の管理上または請求上の便宜のみを目的としたもので、それに含まれる本契約と異なるいかなる条件も、本契約の一部を構成するものではなく、当社を拘束しません。

本一般条件は、当社により随時、改定されます。本契約は、サービス利用契約締結時点で効力を有した直近の本一般条件の版に準拠します。

2. **サービスの売買：**当社は、お客様に対し、サービス利用契約で特定される製品および/またはサービス（以下単に「サービス」といいます。）を販売、ライセンス付与、またはその他の方法で提供し、お客様はそのサービスを購入します。
3. **サービス費用：**お客様は、サービス利用契約で定められた価格と条件に従って、サービスに関する費用を支払います。サービス利用契約書に記載された価格は、更新契約期間開始日の少なくとも 30 日前までに当社からお客様に書面により通知することで、変更される場合があります。約定に従って当社に支払われるべきものとして記載される金額は、ネットの金額です。すなわち、消費税、売上税、付加価値税、源泉徴収税、関税およびその他の税（当社の所得にかかる税を除く。）は、含まれません。
4. **支払：**サービス利用契約で別段の指示がある場合を除き、サービス費用の請求と支払の手順は以下のとおりとします。当社は、サービスがアクティブ化する日に、初度費用（臨時費用、サービス利用契約書に記載された金額）の全額と、その契約期間の最初の月の分として、約定の月額最小サービス料金をお客様に請求します。その後の全ての月について、当社は、サービスが提供される月の初日頃に、月額最小サービス料金をお客様に請求します。それ以外に支払われるべき全ての料金およびサービスの提供により生じた費用（例として超過利用料）は、かかるサービスが提供された月の翌月の初日頃に請求されます。お客様は、当社に対し、請求日から 30 日以内に、随時、当社の指定する住所において支払うか、または指定する銀行口座宛に送金する方法で支払わなければなりません。お客様の支払が遅滞したときは、(i) 月利 1 パーセントの割合、または、(ii) 適用法令において許容される最大の法定利率の、いずれか低い率による延滞利息が生じます。加えて、お客様は、当社が未払金または延滞金を回収するために生じた全ての経費（合理的な弁護士費用を含む。）を負担しなければなりません。当社は、お客様の支払能力が疑わしいと合理的に認める場合には、いつでも、随時、預託金またはその他の受諾可能な形式の担保を要求することができます。適用法令により禁じられていない限り、請求日から 30 日以内にお客様から請求書記載の金額について書面により異議が出されなかったときは、当該金額には異議がないものとみなされ、以後、お客様は、当該金額について異議を申し立てることができません。支払は、いかなる控除または源泉徴収をなされることなく、全額について行われるものとします。お客様の金融機関または仲介業者によって課される銀行手数料、送金手数料、その他の支払処理手数料は、お客様において負担するものとし、当社は、これらの手数料が差し引かれていない請求金額全額を受領できるものとします。

5. プロバイダ：プロバイダ利用規約

- a. お客様は、以下のことを確認します。当社は、サービスを開発または所有しておらず、当該サービスの承認された販売業者および/またはその再販売業者です。お客様がサービスにアクセスして利用するために付与された本契約に定められた範囲での限定された権利を除き、特許権、商標権を含む全ての知的財産権ならびに関連のある企業秘密は、サービス利用契約に名称が記載されたサービス・プロバイダおよび/またはそれぞれの関連会社（以下いずれも「プロバイダ」といいます。）の独占的かつ排他的な財産であり、プロバイダの固有の財産のままです。本契約に基づき付与される黙示的なライセンスは存在しません。
- b. お客様は、サービスの利用にあたって、プロバイダの利用規約、エンドユーザー使用許諾契約（EULA）またはそれに類するもの、容認される利用方針、プライバシーポリシー（いずれも随時、変更されます。以下「プロバイダ利用規約」と総称します。）を遵守しなければなりません。プロバイダ利用規約のコピーは、お客様の求めに応じて当社から提供されます。お客様がプロバイダ利用規約に違反したときは、当社は、本契約に基づく救済方法に加えて、お客様に通知したうえで、お客様のサービスの利用を停止することができます。お客様によるプロバイダ利用規約違反は、お客様による本契約の重大な違反とみなされます。

6. 秘密保持：改変の禁止

- a. お客様は、サービスならびにそれに関連する技術、構造、構成およびソースコード（以下「プロバイダの技術」といいます。）がプロバイダの独占する排他的な財産であり、あり続けることを確認します。お客様は、以下の(a)ないし(c)のいずれも行ってはなりません。(a) プロバイダの技術の変更、転用、改変、言語変換もしくは二次的著作物の作成、(b) プロバイダの技術の第三者に対する配布、サブライセンス、リース、賃借、貸与もしくはその他の方法による譲渡、(c) リバースエンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブル、もしくはその他の方法によるプロバイダの技術に関するソースコード抽出の試み。

- b. 本契約（その存在自体およびサービス利用契約の全ての取引条件を含みます。）は、企業秘密、各当事者のすべての非公開情報（事業および財務情報を含みます。）および/または専有情報は、秘密情報です。本契約のいずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意がない限り、何らの秘密情報を第三者に開示せず、漏洩してはならず、また、本契約に基づく義務の履行または権利の行使以外の目的で、相手方当事者の秘密情報を使用してはなりません。お客様の技術（以下に定義します。）は、お客様の秘密情報とみなされます。
 - c. いずれの当事者も、他方当事者の名称、ロゴまたはマークを他方当事者の書面による事前同意なく使用してはなりません。ただし、当社およびその関連会社は、取引実績リスト、ケーススタディおよびその他の販売促進または販売の資料（そのウェブサイト上もしくは印刷物中も含みます。）において、お客様の変更を施さない名称、ロゴまたはマーク（いずれも変更を施さないもの）を利用することができます。
 - d. 当社は、お客様の技術および知的財産（以下「お客様の技術」といいます。）がお客様の価値ある企業秘密を構成することを確認します。当社は、以下の(a)ないし(c)のいずれも行わないことに同意します。(a) お客様の技術の変更、転用、改変、言語変換もしくは二次的著作物の作成、(b) お客様の技術の第三者に対する配布、サブライセンス、リース、賃借、貸与もしくはその他の方法による譲渡、(c) リバースエンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブル、もしくはその他の方法によるお客様の技術に関するソースコード抽出の試み。
 - e. お客様は、プロバイダが、30 日前に書面により通知することにより、サービスの構成要素を変更することができることを確認します。ただし、変更後のサービスは、変更前に有していた元の特徴と機能性の全てを実質的に有するものとします。
7. **お客様のコンテンツ:** お客様は、お客様によるサービスの利用に関して当社またはプロバイダに提供する全てのコンテンツおよびアプリケーション（第三者のコンテンツもしくはアプリケーションを含みます。また、これらを以下「お客様のコンテンツ」と総称します。）について単独で責任を負います。お客様は、お客様のコンテンツにおける全ての権利、所有権および利益を保持します。お客様のコンテンツは、サービスの一部とはみなされません。お客様は、当社が、お客様のコンテンツに関連するお客様のビジネスリスクおよび業務運用リスクを引き受けず、かつ、かかるリスクにさらされるべきではないことを確認します。お客様は、お客様のコンテンツ、お客様のウェブサイトの運営（そこでの取引を含みます。）、またはお客様によるサービスの誤用もしくは適用法令もしくはプロバイダの利用規約に違反する態様でのサービスの利用に起因して、第三者から当社に対してなされる一切の請求について、当社を弁護し、免責し、補償します。

8. 免責条項；責任の制限

- a. 当社は、当社自身としても、またはプロバイダに代わっても、契約上、法律上、または衡平法上であるにかかわらず、サービスおよびお客様によるサービスの利用に関し、商業的通用性、非侵害または特定目的への適合性に関して、（黙示的な）保証を含め、いかなる保証も条件設定も、明示的に否認します。
- b. 補償義務、サービス料・費用の支払義務および/または秘密保持義務から生じる責任を除き、かつ、下記(d)項を前提に、本契約の当事者が本契約に関連して請求しうる損害賠償額は、契約、不法行為、過失その他いずれの原因によって生じたかにかかわらず、その損害賠償請求権を生じさせた原因または状況の発生前 12 か月分の、サービス利用契約に基づきお客様が当社に支払ったかもしくは支払うべき金員の総額を超えません。
- c. いずれの当事者も、いかなる原因で生じたかにかかわらず、責任の法理にかかわらず、かつ契約によるか、不法行為、過失その他いずれの原因によって生じたかにかかわらず、たとえ当事者がかかる損害の可能性について知らされていたとしても、いかなる場合においても、(i)データの喪失または破損、(ii)逸失利益、(iii)販売機会の喪失、(iv)事業の喪失または損害、(v)取引先の喪失、(vi)事業中断、(vii)代替サービス、または(viii)いかなる特別、偶発的、結果的、懲罰的もしくは間接的な損失に関し、責任を負いません。
- d. **前項にかかわらず、当社が、サービスの提供される全期間においてサービス利用契約に基づきお客様から金員を受領する権利は、その請求金額に含まれる当社の利益部分を含め、なんら制限されません。**
- e. 本セクション 8 に規定する免責および制限のいずれも、(i)過失によるものであっても人身傷害もしくは死亡を生じさせたときの損害賠償責任、(ii)悪意による不実表示、または (iii)法律により免責もしくは責任制限の認められない責任には適用されません。

9. 期間および終了

- a. サービスの当初の契約期間はサービス利用契約で定められた期間とします。いずれの当事者も契約期間満了の少なくとも 75 日前までに他方当事者に契約終了の意思を通知しないときは、サービスは、翌 12 か月間自動的に更新され、以後も同様とします。また、前記にかかわらず、更新しない旨の通知がない場合であっても、(i) 当社が、プロバイダとの契約を更新もしくは延長することができず、お客様に対し当該サービスの提供を合理的に継続することができず、かつ(ii) 当社が、他のサービス・プロバイダからお客様にとって合理的に受諾可能な、当該サービスと実質的に類似するサービスを提供することができないときは、いずれの当事者も、更新期間開始前に他方当事者に書面により通知を送付することにより、本契約を終了させることができます。
- b. お客様は、本項に従い、不更新の場合に提出を義務付けられている通知書のコピーを

terminations@globaldots.com 宛てに送信しなければなりません。不更新の通知は、本項に従って行われな
限り、効力を生じないものとします。

- c. 当社が、以下の(e)項または(f)項またはその他何らかの法的な救済方法もしくは権利を行使してサービス利用契約を終了する場合においても、お客様は、契約終了時点で未払いの全ての料金および費用に加え、サービスの期間（期間が更新されている場合には更新期間を含みます。また、更新したとみなされる期間も含みます。）の残りの月々に支払期限の到来する料金および費用に関し、引き続き支払義務を負います。料金および費用に、利用または超過利用に応じて変動する金員が含まれる場合には、変動部分の金額は、契約終了前6か月の平均月額に基づき1か月単位で計算されます。
- d. いずれの当事者も、以下のいずれかのときは、いつでも本契約を解除することができます。(i)他方当事者もしくはその財産について管財人が選任されたとき、(ii)他方当事者がその債権者の利益のためにその財産を全てもしくは実質的に全て譲渡したとき、(iii)破産、支払不能もしくは債務者の救済命令に関する法律に基づく手続が、他方当事者により、もしくは他方当事者のために開始されて、60日以内に却下されないとき、(iv)他方当事者が清算もしくは解散するか、これを行おうとするとき、または(v)他方当事者がその他本契約上の重大な義務に違反し、書面による通知から30日以内にその違反状態を解消しないとき、金銭債務の不履行を10日以内に解消しないとき、なお、違反状態が性質により治癒不能のときは即時。
- e. 当社とお客様との間で締結されたいずれかのサービス利用契約につきお客様に重大な債務不履行があり、そのために（上記(d)項に基づき）当該サービス利用契約が解除される場合、当社は、その選択により、お客様に対して書面により通知することで、当該サービス利用契約に加えて、当社とお客様の間の他のサービス利用契約も解除することができます。その場合においてお客様は、上記(c)項に定められた責任を負います。
- f. お客様が、支払期日に料金またはその他の支払うべき金額を支払わず、当社のお客様に対する書面（電子メールを用いてもよいものとします。）による通知から5日以内に支払われないときは、当社は、本契約、法令、または衡平法に基づく救済方法に加えて、その時点で有効な全てのサービス利用契約に基づくサービスの提供を、支払が行われるまで停止することができます。

10. プライバシー

- a. 当社とお客様はそれぞれ、本契約に定める各々の権利義務に関し、データ処理者（Data Processor）またはデータ管理者（Data Controller）として行動する場合があるところ、それぞれ、適用されるデータ保護規制の定めるデータ処理者またはデータ管理者（それぞれの立場に応じて）の義務を遵守します。加えて、当社がお客様に代わり個人データ(Personal Data)を取り扱う(Process)場合には、データ管理者としてのお客様に代わって当社がデータ処理者として行う個人データの取扱いには、本項の以下の(b)項および(c)項が適用されます。なお、いずれの用語も一般データ保護規則（General Data Protection Regulation、以下「GDPR」と略します。）およびそれに準じる、または相当する各国の法令（以下併せて「データ保護規制」と総称します。）に規定される意味で用います。
- b. 当社が、データ管理者としてのお客様に代わりデータ処理者となる場合には、その取扱いの対象、期間、取扱いの性質、目的および個人データの種類とデータ主体の類型は、個別のサービス利用契約で定められます。加えて、サービス利用契約において特定されるプロバイダがお客様またはそのエンドユーザーの個人データを取り扱う範囲において、お客様は、当社が、サービス利用契約の規定に関する範囲内で当該プロバイダをデータ取扱いの復処理者(sub-processor)に指名することを承諾します。
- c. 当社が、データ管理者としてのお客様のデータ処理者として行動する場合には、以下のことを遵守します。当社は、(i)GDPR 第 28 条(3)(a)において例外が認められる場合を除き、お客様からの文書化された指示のみに基づいて個人データを取扱い、(ii)個人データを取り扱う権限を与えられた者に機密保持義務を負わせ、(iii)GDPR 第 32 条の要求する全ての措置をとり、(iv)他の処理者に扱わせる場合には、GDPR 第 28 条(2)および(4)の定める条件を尊重し、(v)データ主体の権利行使の請求に対応するお客様の義務の履行に関し、可能な限り、適切な技術的及び組織的措置によりお客様を支援し、(vi)お客様の費用負担において、データの取扱いとデータ処理者が入手するデータの性質を考慮してお客様が GDPR 第 32 条ないし第 36 条に定める義務を履行するのを支援し、(vii)データの取扱いに関するサービスの提供の終了後、データ保護規制がデータ保存を要求または許容しない限り、お客様の選択により、すべての個人データを削除またはお客様に返却し、存在するコピーを消去し、(viii)お客様が GDPR 第 28 条に定める義務を遵守していることを証明するため、および、お客様が実施するまたはお客様が委任した別の監査主体が実施する監査（検査を含みます。）を受け入れ、または、監査に資するようにするための全ての情報を利用できるようにし、(ix)当社が、指示がデータ保護規制に違反するとの見解を有する場合には、直ちにそのことをお客様に知らせます。
- d. 当社とお客様はそれぞれ、本契約に関連して取り扱われる個人データのデータ主体から受けた全ての権利行使の請求につき、そこで指定される合理的な期間内に、他方当事者を支援することに合意します。当事者は、適用法令に基づきまたは監督機関から求められない限り、他方当事者において適切に扱われるべき何らかの要求を直接に受けたときは、かかる要求を受けたことを他方当事者に即時に通知した後、かかる要求を直ちに他方当事者に回付しなければならず、また、他方当事者の指示があった場合を除き、適用法令または監督機関から

の要求のない限り、いかなる方法によってもかかる要求に対応してはなりません。

- e. 当社とお客様はそれぞれ、他方当事者の費用負担により、他方当事者のデータ保護影響評価の実施および監督機関への事前相談を合理的な期間内に支援することに合意します。
- f. 当社とお客様は、いずれも、本契約に基づき取り扱われる個人データを、適用されるデータ保護規制に適合しない限り、欧州経済領域外の他国に移転してはなりません。
- g. 当社とお客様はそれぞれ、個人データを取り扱う場合には、自然人の権利と自由へのリスクに応じた適切なセキュリティのレベルを確保するために適切な技術的および組織的措置（必要な場合には、GDPR 第 32 条(1)で規定されるものを含みます。）を実施します。

11. 輸出管理: お客様は、以下のことを表明し、保証し、誓約します。(a) お客様またはその系列会社は、米国の取引制限・禁止当事者リスト、その他適用される政府の取引制限・禁止当事者リスト（米国の輸出管理規則に基づいて公表されるリスト、米国の外国資産管理室の特別指定国民リスト、米国の商務省の取引禁止命令表、および米国の財務省の特別指定国民リストを含み、これらに限定されません。）のいずれにも記載されておらず、また、これらに記載された者の支配下にもないこと。(b) お客様は、サービスを、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、スーダンその他、国連、米国、欧州連合による、もしくはその他適用される禁輸措置により取引が制限される国に対し、もしくはそれらの国を経由して、輸出、再輸出（直接または間接）、転用、移転または積替えをしないこと。輸出、再輸出等は、米国または外国の機関・当局の輸出入制限、法令もしくは規制に違反するものであってはなりません。かつ、第三者にもかかる行為を許可しないこと。また、お客様は、これらの国に所在しておらず、これらの国の国民・居住者でもなく、それらの国の居住者の支配下にもないこと。(c) サービスが、化学兵器、生物兵器、核計画、ミサイル、または海洋核推進計画の設計、開発、生産、備蓄もしくは使用に直接的または間接的に供される製品に、使用、販売、再輸出または組み込まれないこと。(d) サービスが、軍、警察もしくは諜報機関による利用、宇宙用途、または外国の船舶もしくは航空機での利用に供される製品に、使用、販売、再輸出または組み込まれないこと。(e) ITAR（米国の国際武器取引規則）の管理対象サービスを購入する場合、お客様は、米国連邦規則集（CFR）22、ITAR の 122 を理解し、これらを遵守することに合意すること。

12. 雑則

- a. お客様は、第三者にサービスを売却、譲渡または再販売してはなりません。また、お客様は、第三者がお客様を介してサービスを購入または利用可能にするのと同等の関係を第三者と結んではなりません。
- b. お客様は、当社の書面による事前の同意がない限り、本契約に基づく権利義務（サービス利用契約に基づくものを含みます。）を売却、譲渡またはその他の方法で移転してはなりません。
- c. 本契約についての一切の修正または変更は、両当事者の正当な権限を有する代表者により署名された書面によらなければなりません。
- d. 本契約に関する一切の通知は、書面によらなければなりません。書面による通知は、以下の時期に、それぞれの住所において、もしくはその通知が実際に受領された他の住所において、適切に受領されたものとみなされます。(a) 実際の受領時、もしくは定評のある速達宅配サービスにより発送されてから 5 日後、または (b) 手渡しの際点。
- e. 当事者の一方が、本契約に関連のある事項、または本契約から生じた何らかの事項に関し、他方当事者に対して法的手続を開始するときは、かかる手続は管轄権を有する裁判所が専属的な管轄を有し、サービス利用契約に別段の明示的な定めのない限り、同書において当社として特定された当社グループの法人（事業体）が設立されている、および/またはその主たる事業所（営業所）を有する法域の手続法および実体法に準拠します。しかしながら、当社が本契約に基づきお客様が負う金銭の支払義務に関してお客様に対して訴訟を提起するときは、お客様が営業を行っているか、営業所を有している地の管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することができます。その場合においては当該地の法令が適用されるものとします。
- f. 両当事者は、法律により認められる範囲で、国際物品売買契約に関する国際連合条約または世界中の類似の消費者保護法が、いかなる点においても本契約に適用されないことを確認します。
- g. 本契約の条件の実現のために何らかの法的手続が必要になったときは、実質的な勝訴当事者は、合理的な弁護士費用および経費を受領する権利を有します。
- h. 本契約は、口頭であるか書面であるかを問わず、両当事者間の本契約以前のすべての交渉、理解、合意（口頭での協議、意向表明書、電子メールでのやり取りを含み、これらに限定されません。）に優先します。両当事者は、両当事者がサービス利用契約書に署名した場合にのみ、本契約に拘束されることに同意します。
- i. お客様は、本契約に署名する者が、契約主体に代わって文書に署名する権限を有する正式な署名者であることを確認します。
- j. 本契約のいずれの当事者も、本契約に基づく義務の履行が不可抗力の状況によって妨げられ、または妨げられた場合、その履行に対して責任を負いません。ただし、前述の規定により、お客様は、本契約に基づく未払分

の全額を期限どおりに支払うことは免除されません。

- k. 本契約のいずれかの部分が違法、無効、執行不能であるか、またはそのようになった場合であっても、当該部分は分離され、本契約の残りの部分は引き続き有効かつ執行可能です。可能な場合には、適法、有効かつ執行可能であり、かつ類似の趣旨を持つ条項が、当該分離された部分に置き換わります。
- l. 本一般条件のセクション 6、7、8、10 および 12 は、本契約の満了または解除後も存続します。

【以下余白】